

令和7年4月25日
島根県防災部防災危機管理課
担当：世良、吉木
電話：0852-22-6209、6281
FAX：0852-22-5930

島根県防災対策本部会議の開催結果について

1. 開催日時

令和7年4月25日（金）15時45分～

2. 会議概要

場 所：島根県庁6階 防災センター室

出席者：知事、副知事、各部局長、女性活躍推進統括監、病院局長、
企業局長、教育長、県警本部長及び松江地方気象台観測予報管理官
外 計24名

3. 内 容

（1）大型連休期間中の気象状況について【松江地方気象台】

- ・ p. 2～p. 7 のとおり

（2）大型連休期間中の対応等について

【健康福祉部】大型連休期間における健康福祉部の対応

- ・ p. 9 のとおり

【商工労働部】大型連休期間中の観光案内及び渋滞対策

- ・ p. 10～12 のとおり

【土木部】大型連休期間における公共土木施設等の安全管理の強化

- ・ p. 13 のとおり
- ・ なお、これらの対応を含めた県管理の公共土木施設の管理強化について、土木部各課及び各事務所あてに通知済み。

【防災部】災害体制の基準

- ・ p. 14～17 のとおり
- ・ 各部局、地方機関におかれては、災害体制基準や、職員の緊急連絡先の確認など、参集体制の確保をお願いする。
- ・ 「しまね防災メール」により、お知らせする最新の気象情報などを、その都度確認いただき、体制入りなどの参考としていただきたい。
- ・ 連休期間中に危機管理事案が発生した場合は、県庁危機管理当直まで速やかに連絡をお願いしたい。

（3）知事からの指示事項等

（各部局・地方機関に対する指示）

- ・ 地震などの自然災害や危機管理事案の発生に備え、初動に遅れが生じないよう、今一度、各部局等の災害体制や職員、関係機関との緊急連絡体制の確認をしてください。

(市町村に対する指示)

- ・災害や危機管理事案の発生に備え、休日・夜間を含む緊急時の県との連絡体制の確認を、今一度お願いします。

4. 会議資料に関する問い合わせ先

【健康福祉部】

内容：外来診療を行う医療機関等の対応に関すること

担当課：医療政策課

担当者：秀浦

連絡先：0852-22-5637

【商工労働部】

内容：大型連休期間中の観光案内及び渋滞対策に関すること

担当課：観光振興課

担当者：宇原

連絡先：0852-22-5625

【土木部】

内容：大型連休期間における公共土木施設等の安全管理の強化に関すること

担当課：土木総務課

担当者：鳥谷

連絡先：0852-22-6078

【防災部】

内容：災害体制の基準に関すること

担当課：防災危機管理課

担当者：松本

連絡先：0852-22-5885

島根県防災対策本部会議

【日 時】 令和7年4月25日（金）15時45分～

【場 所】 島根県庁6階 防災センター室

【次 第】

1. 大型連休期間中の気象状況について（松江地方気象台）
2. 大型連休期間中の対応等について
 - （1） 大型連休期間における健康福祉部の対応（健康福祉部）
 - （2） 大型連休期間中の観光案内及び渋滞対策（商工労働部）
 - （3） 大型連休期間における公共土木施設等の安全管理の強化（土木部）
 - （4） 災害体制の基準（防災部）

1. 大型連休期間中の気象状況について

令和7年4月25日
松江地方気象台

大型連休期間中の気象状況について

週間天気予報 4/25 11時発表

島根県の天気予報（7日先まで）								
2025年04月25日11時 松江地方気象台 発表								
日付	今日 25日(金)	明日 26日(土)	明後日 27日(日)	28日(月)	29日(火)	30日(水)	01日(木)	02日(金)
島根県	曇後晴 	晴 	晴時々曇 	曇 	曇時々晴 	晴時々曇 	曇時々晴 	晴時々曇 
降水確率(%)	-/-/0/0	0/0/0/0	10	30	30	20	30	20
信頼度	-	-	-	B	A	A	A	A
松江 気温 (℃)	最高	18	20	25 (22~26)	21 (18~23)	23 (20~26)	25 (23~28)	26 (23~28)
	最低	-	7	12 (8~13)	9 (8~12)	10 (8~12)	11 (9~14)	12 (9~15)
向こう一週間（明日から7日先まで）の平年値								
降水量の7日間合計				最低气温		最高气温		
松江				平年並 12 - 33mm		10.8℃		
						21.2℃		

信頼度：3日目以降の降水の有無の予報について、予報の適中しやすさを示す情報

信頼度 A：降水の有無の予報が翌日に変わる可能性がほとんどない

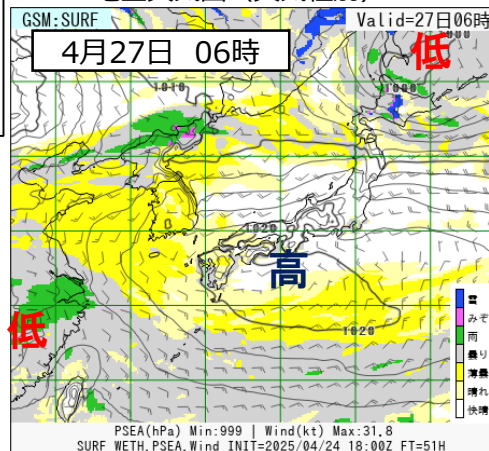
信頼度 B：降水の有無の予報が翌日に変わる可能性が低い

信頼度 C：降水の有無の予報が翌日に変わる可能性が信頼度 B よりも高い

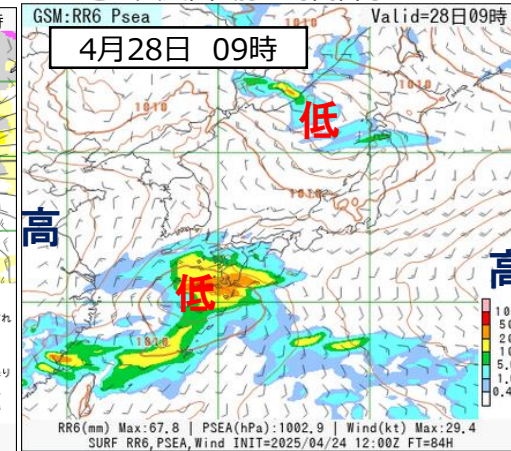
早期注意情報（警報級の可能性）

	26日	27日	28日	29日	30日
大雨	-	-	-	-	-
暴風	-	-	-	-	-
波浪	-	-	-	-	-
高潮	-	-	-	-	-

地上天気図（天気種別）



地上天気図と前6時間降水量



※この図は数値予報の計算結果をそのまま画像化したものです。実際に発表する天気予報や気象情報等とは異なります。

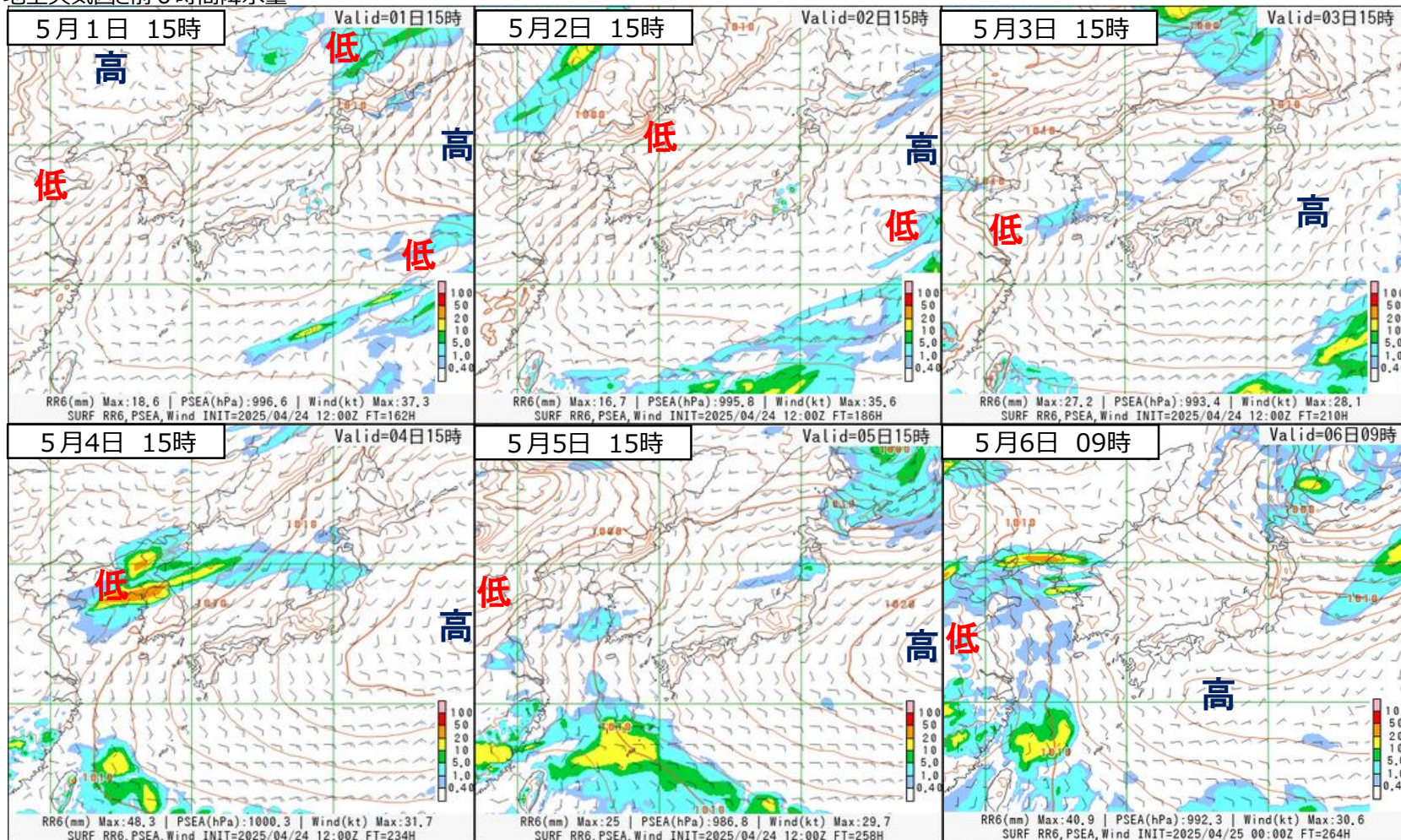
島根県では、5月2日までの1週間は、高気圧に覆われておおむね晴れの天気となる予想ですが、28日は気圧の谷の影響で曇りの天気となり、雨の降るおそれもあります。

大型連休期間中の気象状況について



松江地方気象台
Matsue Local Meteorological Office.

地上天気図と前6時間降水量



※この図は数値予報の計算結果をそのまま画像化したものです。実際に発表する天気予報や気象情報等とは異なります。

数値予報資料では、5月1日～6日にかけては日本の東に中心を持つ高気圧に覆われて、晴れ主体の天気が見込まれますが、6日は高気圧の縁を回る湿った空気の影響が強まってくるため、天気は次第に下り坂となるでしょう。なお、5月3日以降は、数値予報資料の不確実性が大きくなります。最新の気象情報等をご利用ください。

2週間気温予想



松江地方気象台
Matsue Local Meteorological Office.

2025年4月25日 11時

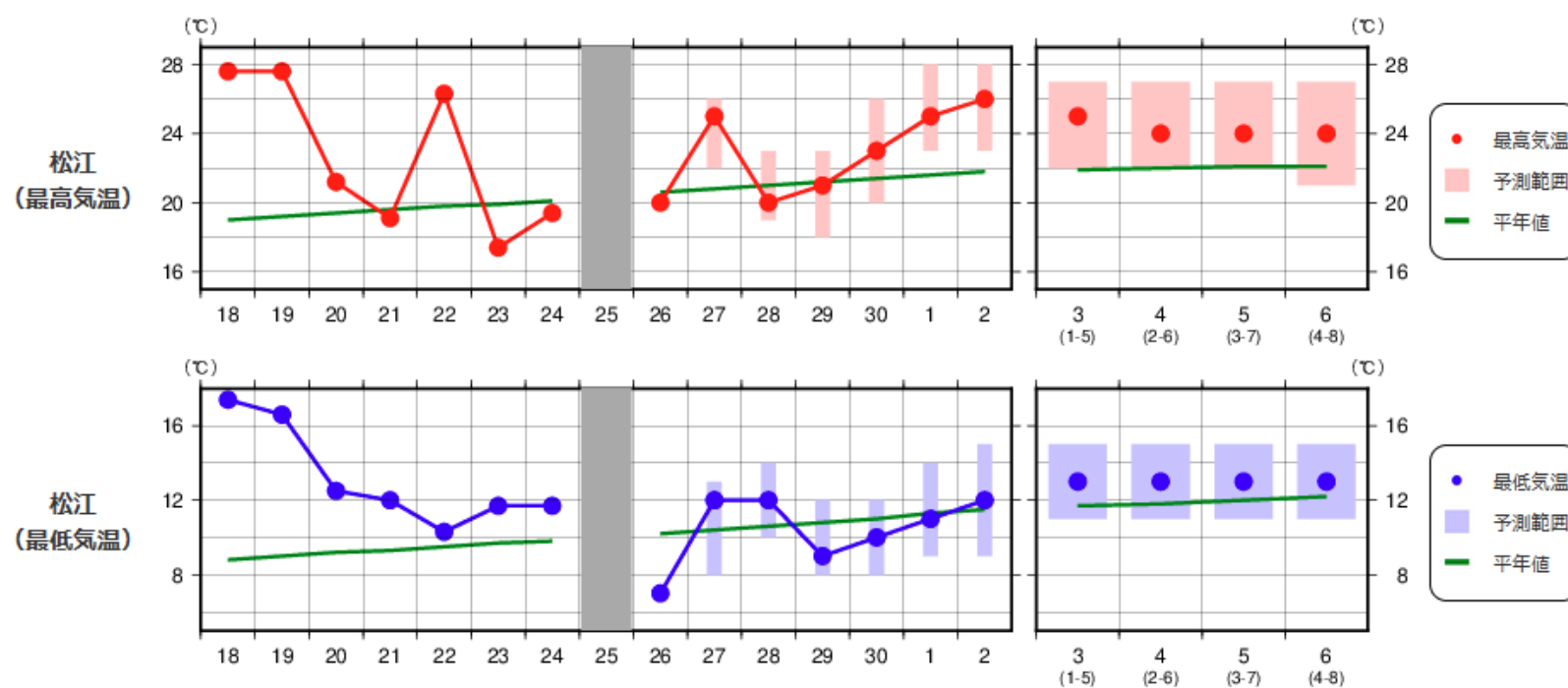
過去の実況

1週目の予報（日別）

2週目の予報（5日間平均）

日付	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
松江 (最高気温)	27.6	27.6	21.2	19.1	26.3	17.4	19.4	当日	20	25	20	21	23	25	26
松江 (最低気温)	17.4	16.6	12.5	12.0	10.3	11.7	11.7	当日	7	12	12	9	10	11	12

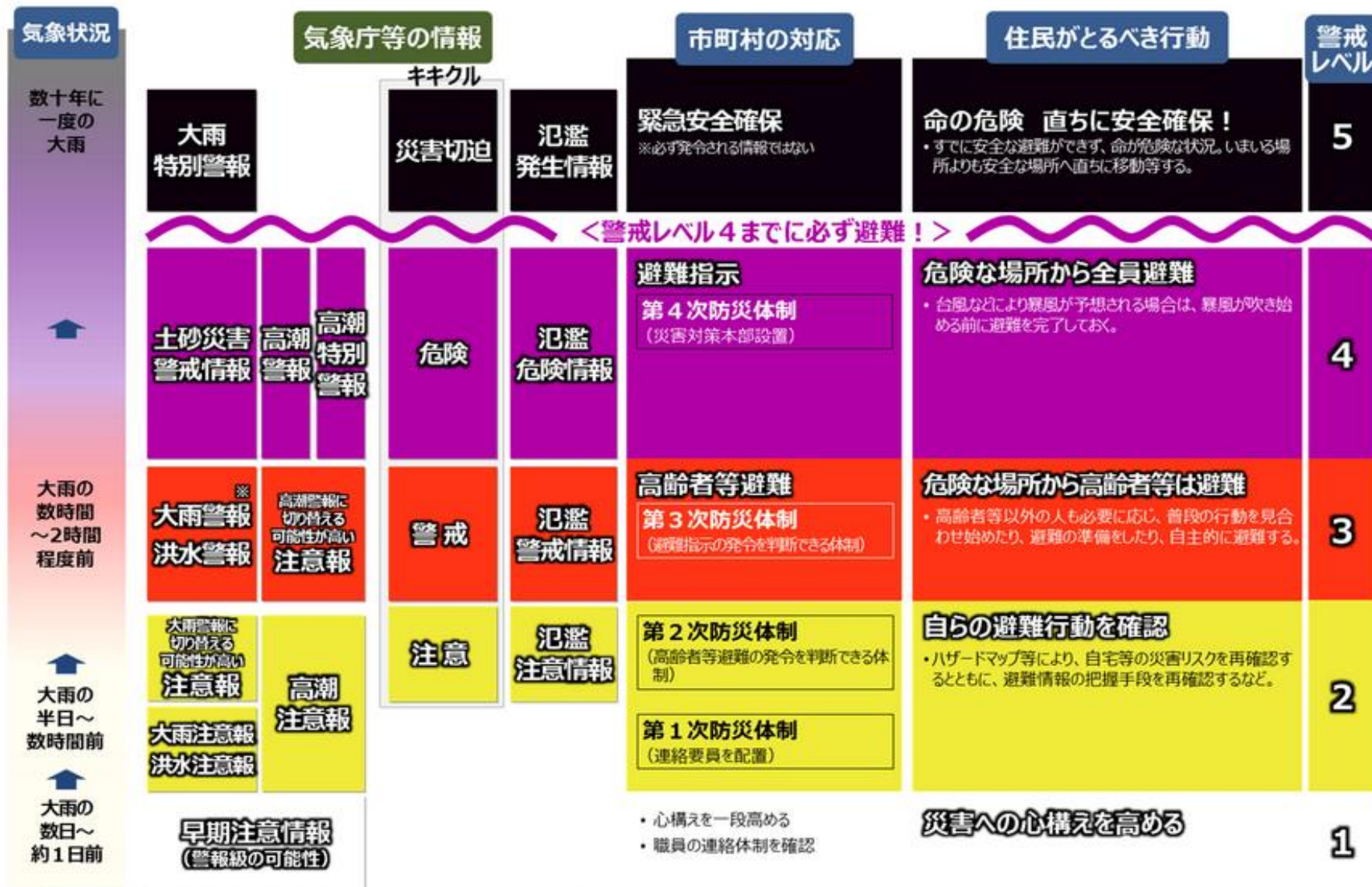
	3	4	5	6
	土 (1~5日)	日 (2~6日)	月 (3~7日)	火 (4~8日)
松江 (最高気温)	25	24	24	24
松江 (最低気温)	13	13	13	13



大型連休期間中の最高気温は、前半はおおむね平年並みの予想ですが、5月1日以降は平年より高くなり、5月3日以降は平年よりかなり高い日が続くでしょう。また、最低気温も、前半はおおむね平年並みで推移しますが、5月3日以降は平年より高い気温が続く見込みです。

5月3日頃からを対象に高温に関する早期天候情報が発表になっています。熱中症にご留意ください。

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動



※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

令和6年度より、環境省では気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合に「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」を発表します。

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	気温が<u>特に</u>著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援) <<u>過去に例のない広域的な危険な暑さを想定</u>>
発表基準	<u>府県予報区等内のいずれか</u>の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u>において、<u>全ての</u>暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 (<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>)
発表時間	前日 午後5時 頃 及び 当日 午前5時 頃	前日 午後2時 頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫 (現行は赤)	黒

2. 大型連休期間中の対応等について



1. 外来診療を行う医療機関等の対応

市町村が運営する在宅当番医、休日診療所で対応

なお、休日・夜間に子どもの急病等で受診すべきかどうかの相談については、
「島根県子ども医療電話相談（＃８０００）」で対応

(県のホームページに以下の情報を掲載)

- ・ [在宅当番医、休日診療所等の情報（こちらをクリック、またはQRコードを読み取り）](#)



- ・ [「島根県子ども医療電話相談（＃８０００）」の情報（こちらをクリック、またはQRコードを読み取り）](#)





1. 主要観光地の混雑対策

- 出雲大社周辺（5月3日（土）～5日（月祝））
 - 出雲大社勢溜等の主要交差点及び出雲大社周辺駐車場に警備員を配置
 - 旧JR大社駅周辺の臨時駐車場（70台分）、稲佐の浜周辺の駐車場（94台分）などを含め、全体で1,789台分を確保
 - 渋滞状況、駐車場の満車・空車状況を情報提供サイトで紹介（1時間おきに更新）
出雲大社周辺駐車場・交通情報ガイド <https://www.taisha-traffic.net/>
- 松江城周辺（4月26日（土）～5月6日（火祝））
 - 土日祝日の「おもてなし駐車場」（県庁駐車場約310台）に加え、臨時駐車場として（創価学会第1駐車場 約70台分）を確保
 - 松江城周辺と臨時駐車場に警備員を配置
 - 駐車場の満車・空車状況を情報提供サイトで紹介（随時更新）
松江の便利情報 <https://www.kankou-matsue.jp/information/parking>

2. 大型連休期間中の市町村観光案内体制

- 観光協会案内窓口で対応（14）
浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、飯南町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
- 観光案内所で対応（3）
松江市、出雲市、雲南市
- 未実施（2）
川本町、美郷町



令和7年GW 出雲大社周辺 交通規制図

渋滞 状況 / **駐車場** 満空 状況 が 今すぐ確認出来る!!

車の方必見
**出雲大社周辺
渋滞・駐車場
情報提供サイト**

情報提供期間
5月3日・4日・5日
9:00~17:00



大社 渋滞
<https://www.taisha-traffic.net>

5月3日・4日・5日 9:00~16:00



出雲大社周辺は 公共交通機関 電車・バス を利用しましょう。一畑電車・路線バスの時刻表はウラ面を

大社交通渋滞対策実行委員会事務局 TEL (0853) 21-6995



一畑電車 抜粋時刻表

全時間帯の時刻表は、一畑電車のホームページにてご確認ください。



休日 松江・出雲 ⇒ 大社 方面 ※川跡駅での乗換にご注意ください。

松江しんじ湖温泉 ⇒ 川跡

松江しんじ湖温泉	雲州平田	川跡(着)
6:26	7:07	7:17
6:59	7:41	7:50
7:47	8:25	8:35
8:34	9:12	9:22
9:02	9:36	9:41
9:45	10:24	10:34
10:45	11:23	11:33
11:45	12:23	12:33
12:45	13:23	13:33
13:45	14:23	14:33
14:45	15:23	15:33
15:45	16:23	16:33
16:31	17:10	17:19
17:29	18:07	18:17
18:24	19:02	19:12

電鉄出雲市 ⇒ 川跡

電鉄出雲市	川跡(着)
7:08	7:16
7:42	7:50
8:26	8:34
9:13	9:21
9:37	9:43
10:25	10:33
11:25	11:33
12:25	12:33
13:25	13:33
14:25	14:33
15:25	15:33
16:25	16:33
17:13	17:21
18:08	18:16
19:03	19:11

川跡 ⇒ 出雲大社前

川跡(発)	出雲大社前
7:21	7:32
7:53	8:04
8:39	8:50
9:26	9:37
9:45	9:53
10:37	10:48
11:37	11:48
12:37	12:48
13:37	13:48
14:37	14:48
15:37	15:48
16:37	16:48
17:24	17:35
18:19	18:30
19:14	19:25

休日 大社 ⇒ 松江・出雲 方面 ※川跡駅での乗換にご注意ください。

出雲大社前 ⇒ 川跡

出雲大社前	川跡(着)
8:22	8:33
9:08	9:19
10:20	10:31
11:20	11:31
12:20	12:31
13:20	13:31
14:08	14:16
14:20	14:31
15:20	15:31
16:20	16:31
17:08	17:19
18:04	18:15
18:59	19:10
19:54	20:05
20:49	21:00

川跡 ⇒ 松江しんじ湖温泉

川跡(発)	雲州平田	松江しんじ湖温泉
8:39	8:49	9:27
9:26	9:36	10:13
10:38	10:48	11:26
11:37	11:47	12:26
12:37	12:47	13:26
13:37	13:47	14:26
14:16	14:23	14:55
14:37	14:47	15:26
15:37	15:47	16:26
16:37	16:47	17:24
17:22	17:33	18:10
18:17	18:28	19:05
19:12	19:23	20:00
20:07	20:18	20:55
21:02	21:13	21:50

川跡 ⇒ 電鉄出雲市

川跡(発)	電鉄出雲市
8:36	8:45
9:24	9:33
9:48	9:54
10:36	10:45
11:36	11:45
12:36	12:45
13:36	13:45
14:36	14:45
15:36	15:45
16:36	16:45
17:23	17:32
18:18	18:27
19:13	19:22
20:08	20:17
21:03	21:12

急行・特急等、途中停車駅にご注意ください。



路線バス
時刻表

大社線

ゆめタウン
高松 経由



イオンモール
高松 経由



島根
ワイナリー
経由

5月3日~5日
全便運休

「新着情報」にてご確認ください



駐車場ガイドマップ

駐車場情報はこちら <https://www.kankou-matsue.jp/information/parking>



松江観光協会公式HP
松江の便利情報、駐車・駐車場案内

おもてなし駐車場は、観光客の皆様に御利用いただく
為に土日祝日に開放します。
所有者の都合により利用できない場合があります。

市営(松江城大手前、城山西)駐車場駐車料金割引制度

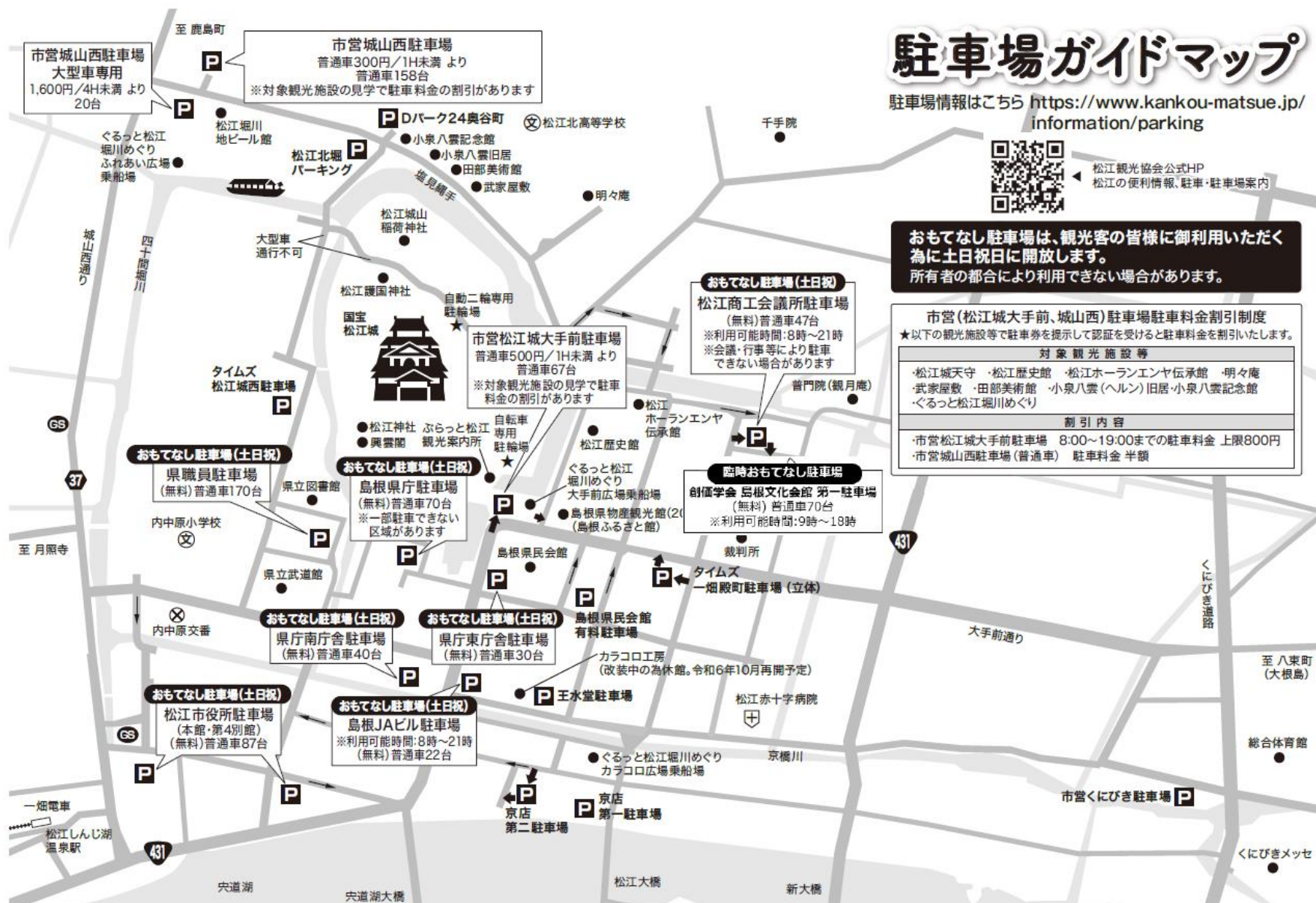
★以下の観光施設等で駐車券を提示して認証を受けると駐車料金を割引いたします。

対象観光施設等

・松江城天守 ・松江歴史館 ・松江ホーランエンヤ伝承館 ・明々庵
・武家屋敷 ・田部美術館 ・小泉八雲(ヘルン)旧居・小泉八雲記念館
・ぐるっと松江堀川めぐり

剂引内容

・市営松江城大手前駐車場 8:00～19:00までの駐車料金 上限800円
・市営城山西駐車場(普通車) 駐車料金 半額



※本情報は2024年6月時点の情報をもとに作成しています。発行後、料金やデータ等が変更されている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2024.6 更新



１．工事現場の安全管理強化

- 県発注の工事現場において、保安施設の設置の徹底など、安全管理の強化を図る旨、各県土整備事務所など管理者へ指示
- 道路上の工事については、連休前に信号機の動作、赤色灯・保安灯の設置に重点を置いた夜間パトロールを実施
- 歩行者（特に子供や高齢者など）の安全確保のため、受注者などに適切な措置を講じるよう指導

２．県管理施設（指定管理含む）の安全管理強化

- 道路について、路面や斜面、道路照明灯などについてパトロールを実施し、危険箇所については必要な措置を実施（穴ぼこの補修等）
- 親水護岸等の一般の利用が予想される施設について、点検を行い、不具合等が見られる場合は必要な措置を実施
- 公園施設について、遊具や各種施設の施設点検等を実施

３．緊急連絡体制の確認

- 公衆災害発生時など、緊急時に速やかな体制がとれるよう職員及び指定管理者、委託業者の緊急連絡体制の確認を徹底



1. 風水害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1 県内の地域で大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部を設置した場合を除く）	自動配備	自動配備 （大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	防災部、道路維持課、河川課、砂防課及び地方機関の指定された職員を配備
	2 防災危機管理課長が必要と認めたとき	防災危機管理課長が決定し、配備する	—	防災部の指定された職員を配備
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、配備する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災害警戒本部	1 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 （大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	風水害第1又は第2動員を配備※1
	2 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定する
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※災害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。

ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、災害警戒本部員へ通知する。



1. 風水害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	1 県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき	自動設置	自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備
	2 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 (大雨警報等が発表された市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備
	3 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部を設置し、かつ島根県が所管区域として告示されたとき	自動設置	自動設置	風水害第3動員を配備
	4 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定する
	5 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	—	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。
- 2 風水害第1～第3動員の人員は、別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。
- 4 県水防本部の災害体制は、県水防計画の定めるところによる。



2. 地震災害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1 県内の地域で震度3の地震が観測されたとき	自動配備	配備なし	防災部の指定された職員を配備
災害警戒本部	1 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第1動員を配備 (本庁及び震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第2動員を配備 (本庁及び震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	3 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定し、指示する (本庁及び地区警戒本部が設置された地区)
災害対策本部	1 県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第3動員を配備 (本庁及び震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定し、指示する

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 地区の区域及び隣接地区については、以下のとおり。
- 3 地震災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 4 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。



3. 津波体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害警戒本部	1 県沿岸に津波注意報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第1動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
災害対策本部	1 県沿岸に津波警報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第2動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
	2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき			津波災害第3動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 津波災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。